

EEC 黙示的条約締結権限法理適用の制限

西 谷 元

共同体法において、EECの黙示的条約締結権限は、共同体司法裁判所によって認められている。共同体裁判所は、共同体内部権限が条約上認められている分野においてEECは黙示的条約締結権限を有すると判示し、一見したところ広範な黙示的条約締結権限を認めたもののように思われる。また、EEC条約規定上、共同体締結協定の交渉主体となるのが、加盟国政府ではなく、共同体委員会であるところから、黙示的条約締結権限法理により共同体対外権限が拡大されているとの結論が一般的に導かれると考えられる。確かに、法理論としてのEECにおける黙示的条約締結権限法理は、EECSCにおける黙示的権限法理と比較するならばかなり広範であり、事項的には共同体権限が拡大されたといえることができる。

であろうが、その適用においては種々の制限が存在し、共同体実行においては共同体権限行使の制限がなされ、逆に加盟国権限の再拡大という現象が生じているように思われる。本稿の目的は、共同体裁判所判例により確立された黙示的条約締結権限法理の共同体法における適用を論じることにより、当該法理の共同体実行における限界を明らかにすることにある。Iにおいて、共同体裁判所による黙示的条約締結権限法理を再検討するとともに、IIにおいて、当該法理の適用を制限すると考えられる四つの要素すなわち、1 交渉手続、2 混合協定手続、3 財政条項、4 条約期間の延長を検討し、IIIにおいてその問題点を述べる。

I 共同体司法裁判所判例における黙示的条約締結権限

共同体司法裁判所は、第一一一条、第一一三条、第二三八条および第二二九条―第二三一条における明示規定に基づく共同体条約締結権限とは別に、判例によってEECの黙示的条約締結権限を認めてきた。⁽¹⁾ 共同体裁判所は、*E. R. T. A. Case* において、明示的内部権限、EEC条約第七五条および共通規則、Council Regulation 543/69を根拠として、EECの黙示的条約締結権限を認めて、次のように判示した。

国際協定を締結する権限は……条約明示の根拠からのみならず、条約上の他の規定およびそれらの規定の枠内でとられた共同体各機関の行為からもまた同様に認められることが可能である。……従って、各条約規定遂行に関しては、共同体内部権限体系は⁽²⁾ 対外関係の体系と分離することはできない。

このように、*E. R. T. A. Case* において、共同体裁判所は、具体的共同体共通規則の存在する状況において、黙示的権限法理を適用し、黙示的条約締結権限をEEC

に認めると同時に、共同体内部権限と条約締結権限の対応関係を明らかにした。

Cornelis Kramer Cases においては、共通規則による権限規定は存在するが、具体的内容の共通規則が制定されていない状況において、共同体裁判所は、

共同体内部において共同体法がこの機関に義務および権限を与えた事実より、……国際協定を締結する共同体権限が導かれる。⁽³⁾

と判示した。しかしながら、共同体内部権限を認める共通規則の存在なくして、EEC条約上の明示的共通規則制定権限のみを根拠として、共同体の黙示的条約締結権限が認められるかについては、共同体裁判所は明らかにしなかった。

このような不明瞭さは、*Opinion 1/76* によって解消された。共同体裁判所は、黙示的条約締結権限の根拠につき、*E. R. T. A. Case* ⁽⁴⁾ *Cornelis Kramer Cases* と同様の立場をとることを明らかにすると共に、

共同体法が共同体機関に特定の目的達成のための権限を内部的に認めている場合、共同体は、その趣旨の明示規定の不存在にもかかわらず、その目的達

成のため国際協定を締結する権限を常に有している。

このことは、共通政策実現のための手段を採択するための内部権限が既に用いられている場合に特にあてはまる。しかしながら、このことはそのような場合にのみあてはまるものではない。国際協定が締結され効力を発した場合にはのみ共同体内部手段が行使されるとしても、……当該事件におけるがごとく、共同体が国際協定に参加することが共同体の目的の一つを達成するために必要である場合、第三国との関係において共同体を拘束する権限は、内部権限を認めている条約規定より黙示的に認められる。⁽⁸⁾

と判示し、共通規則制定権限と黙示的条約締結権限の対応関係を明らかにした。⁽⁹⁾

従って、EECは、明示的にEEC条約において認められた条約締結権限の他に、共同体的裁判所判例上、内部権限を有する場合、その目的のため国際協定を締結する権限を有する。⁽⁷⁾

II 制限的要素

1 交渉手続

共同体の黙示的条約締結権限は、EEC条約明示の交渉手続および共同体実行において発達した交渉手続により、共同体法において必ずしも共同体独自の権限として行使されてはいないように思われる。

EEC条約における協定締結の交渉手続は以下のよう⁽⁸⁾なものである。第三国との協定が必要とされる場合、共同体委員会は理事会に予備交渉を開始することの承認を求める。この承認が与えられた場合、委員会は本交渉の枠組を決定するための予備交渉を第三国と行う。このような予備交渉は、協定締結が可能であるか否か、また当事国の主な主張はいかなるものであるかを判断することと可能とする。

予備交渉が満足いくものであった場合、委員会は理事会に対して本交渉開始の承認を求める。理事会がこれに同意する場合、理事会は、本交渉の目的、共同体が本交渉より望む利益および共同体が払ってもよい譲歩等を含む交渉委任状を定める。⁽⁹⁾このような交渉委任状は、当該協定に関する共同体加盟国での長期にわたる慎重な交渉の後に決定される。

以上のような手続の後に共同体委員会と第三国間の本

交渉が開始されるが、本交渉においても理事会は一定のコントロールを保持する。第一一三条に基づく関税協定および通商協定締結の際には、加盟国代表で構成された特別評議会⁽¹⁰⁾が委員会を補佐する。また、協定締結手続に関する一般規定である第二二八条および連合協定に関する第二三八条においては、同様の規定は存在しないが、共同体実行においては、他の協定締結の際においても、特別評議会が委員会を補佐し、加盟国代表よりなるオブザーバー⁽¹¹⁾が本交渉に出席する。また、本交渉において、交渉委任状においては予想されていなかった問題が生じた場合、委員会はその問題に関して理事会の新たな指示を仰ぐ⁽¹²⁾。

本交渉が最終的に妥結すると、理事会の承認に基づき、一般に共同体委員会代表が第三国代表と仮調印を行い、理事会にその旨報告する。理事会が当該協定の締結を了承する場合、議長により指名された全権委員が最終調印を行うか、または協定締結を認めることを Council Decision または Regulation によって明らかにする。

協定は常に Decision または Regulation の形で締結され、EEC 条約に規定のある場合、総会と協議した後

締結される。総会との協議が求められる場合⁽¹³⁾、共同体実行において、理事会は協定調印の後に総会と協議し、その後に協定を締結してきた。このような実行は、総会より強い非難を受けたため、交渉期間中は委員会により、また調印後は理事会により非公式に情報が総会に与えられるという合意が成立した。この実行は、条約上総会との協議が求められる場合においても行われている。オブザーバーの交渉への出席は、EEC 条約上何ら規定が存在しないが、共同体実行として、トルコとの連合協定締結交渉の際より行われてきている。トルコとの連合協定以前に、共同体委員会は第二三八条に基づく初めての連合協定をギリシャと交渉したが、第二三八条においては規定されない特別評議会が委員会のギリシャとの交渉を補佐した。それにもかかわらず、本交渉の結果である連合協定草案は、加盟各国にとってその要求が十分に満たされたものではなかったため、加盟国は種々の解

釈的留保を付した後当該草案を受け入れた。それ故、トルコとの連合協定交渉にあたっては、特別評議会とともに、各国を代表するオブザーバーが交渉に参加した。これらのオブザーバーは、直接交渉に関与する権限も、ま

た委員会代表に命令する権限も有しないが、委員会代表が交渉において理事会の交渉委任状の範囲内で行動するか、また委員会が理事会に対して行う報告および勧告が妥当性を有するかを、理事会および加盟国がチェックするのを補助する機能を果たす。

このように、交渉主体としての共同体委員会は、予備交渉の開始前、終了後および本交渉の開始前における理事会の承認、交渉委任状およびその補足、特別評議会の存在ならびにオブザーバーの交渉への出席のような、EEC条約明示によるまた共同体実行により発達した理事会および加盟各国による統制の下にあり、その自律性は非常に限定的であるといつてよい。⁽¹⁵⁾ 共同体締結協定の交渉における委員会の役割は、理事会の代理的な性格のものであり、協定の内容または交渉自体の内容を決定するものではない。黙示的条約締結権限が判例において認められているが、その権限行使にあたり共同体全体の利益を代表する共同体委員会の行動は、加盟国利益を代表する共同体理事会とともに直接加盟国の統制を受けているのであって、共同体裁判所の黙示的条約締結権限判例は共同体権限の拡大につながるものではあるが、必ずしも

加盟国権限の共同体への無制限の移譲という現象はもたらない。

2 混合協定手続

第二に、混合協定手続という協定締結手続の援用およびその多用により、黙示的条約締結権限はもちろん、EEC条約明示の条約締結権限もその行使において制限を受ける。

混合協定手続は、共同体および共同体加盟国双方を一方の当事者とし、第三国の代表を他方の当事者として交渉が行われる。交渉が最終的に妥結すると、共同体加盟各国の代表並びに共同体理事会および共同体委員会の代表が署名する。このような混合協定は、共同体加盟各国の国内手続に従い批准され、かつ Council Decision または Regulation の採択の後、効力を発する。⁽¹⁶⁾

EEC条約は、Enactment 条約とは異なり、混合協定手続に関する規定を有さないが、共同体実行においてEECは混合協定手続により多数の重要協定を締結しており、連合協定の大多数並びに関税協定および通商協定がこの手続に基づいて締結された。⁽¹⁸⁾

共同体裁判所は、*Opinion 1/76* において、EECが黙

示的条約締結権限を有する分野において、共同体加盟六カ国が締約国である先行条約における問題を解決するためという限られた範囲内において、混合協定手続により加盟国がEECとともに協定に参加することを認めた。⁽¹⁹⁾

また、*Opinion 1/78* において、EEC条約第一一三条に基づく通商協定に関しても、加盟国が当該協定に参加することを認め、混合協定手続を承認した。⁽²⁰⁾

第二三条を独立した権限規定と認めず、連合協定を締結する際の手続規定と解釈する論者は、技術協力または財政援助を含む協定は、第二三条に基づく共同体権限のみでは締結することができず、混合協定手続によらねばならないと主張する。⁽²¹⁾ また、共同体は明示規定が存在する場合にのみ条約締結権限を有し、第二三条および第二三八条のもとにおいては、共同体権限外の事項を含む混合協定を締結するにあたってはEEC条約の改正が必要となり、すべての加盟国によりそれぞれの憲法上の規定に従って批准されねばならない(第二三六条第三段)。しかしながら、混合協定手続は、第二二八条および第二三八条に規定される協定締結手続に基づいており、かつ第二三六条に規定される条約改正の要件を充足する

と主張される。⁽²²⁾

また *Pescatore* は、混合協定手続につき次のように述べ、その援用を肯定する。

この慣行は、競合的権限の存在を表明するものではなく、ある種の協定が部分的には共同体の権限にかかり、また部分的には構成国に保持された権限にかかわるということを示すものである。協定の実質的内容が共同体内部の権限の配分と正確に一致するように第三国との協定を区分することは実際に困難なことである。したがって、このような協定がこの境界線にまたがる時は、利害関係をもつ共同体と構成国の双方が、各々の権限に基づいて協定の締結行為に参画する。それ故に、この方式の適用は、権限の配分を表わすものであり、競合的権限を表わすものではない。⁽²³⁾

混合協定手続の援用は、確かに、協定の規律する事項の一部が共同体権限に含まれ、また他方一部が加盟国権限のもとにある場合、一方のみではこのような協定を締結することができないというジレンマを解消する。しかし同時に、混合協定手続の援用は、共同体機関としての

理事会ではなく加盟国自体が、共同体の排他的権限が存在すると考えられる関税協定、通商協定および連合協定の分野並びに共同体の排他的権限が存在する可能性のある黙示的条約締結権限の分野⁽²³⁾において、協定に参加することを可能とする。

このような混合協定手続の共同体黙示的および明示的条約締結権限に対する制限の態様は、その援用の実態にかかわる。加盟国が共同体権限の発達に好意的である場合、混合協定手続は、共同体の条約締結権限を拡大する手段として用いられることも可能である。たとえば、協定の規律する事項が共同体権限を超える場合、このような協定は、共同体加盟国を単独の当事国とするのではなく、理事会決定によって混合協定手続に準拠して締結されることにより、共同体の協定参加が確保される。このような共同体と加盟国の協定への参加は、共同体と加盟国の権限の範囲が明確でない分野において、法的安定性を確保する。また、交渉に際しての広範な委任によって共同体権限を認めることも可能であろう。しかしながら反対に、加盟国が自己の条約締結権限を確保しようとするならば、混合協定ほど強力な手段はなく、加盟国の条

約締結権限への条約明示の制限にもかかわらず、当該手続は、理事会およびその補助機関を通じて、加盟国が政治的重要性のあるいかなる協定に対しても影響を行使することにより、EEC条約により共同体に移譲したと考えられる条約締結権限を再び自己のものにすることを可能とする。

その実態において、加盟国および理事会は、共同体理事会による第二三八条を独立権限規定とは認めない限定的解釈⁽²⁵⁾、また厳格な委任にみられるように、共同体権限の制限、加盟国の自律性の確保に重点において条約解釈を行っているように思われ、混合協定手続は、加盟国および理事会による共同体および委員会権限の制限の手段として用いられている⁽²⁷⁾。理事会は、政治的重要性が高い連合協定の大多数が第二三八条単独によってではなく混合協定手続により締結されるべきであると決定したのみならず、第一一条および第一一三条における関税協定および通商協定についても混合協定手続により締結されるべきであると判断している⁽²⁸⁾。加盟国もまた同時に、混合協定手続が援用される場合、様々なレベルにおいて共同体条約締結権限の制限を意図している。連合協定締結

にあっては、オブザーバーの交渉への参加に関しては何ら規定しないにもかかわらず、共同体実行において、連合協定として二番目のトルコとの連合協定締結の際よりなされている。また混合協定手続において、技術援助のような共同体の管轄権を超える事項については、加盟国の代表が直接交渉に当たる。混合協定において規定された事項の中で、加盟国の管轄権に含まれると考えられる事項に関して、加盟各国は混合協定の枠外においてこのような規定を実施する細目および加盟国の実施義務を定めた協定を第三国と締結する。また、加盟国代表は、混合協定手続において設立された種々の機関において、重要な役割を果たす。

混合協定手続は、その法的性格において、共同体の明示的および黙示的条約締結権限の制限を導く可能性を許すものであり、またその共同体実行における援用において、共同体権限の制限すなわち加盟国権限の確保の目的で適用されている。

3 財政条項

EECの黙示的条約締結権限はまた、財政面よりの制限を受ける。EECは独自の財源とともに加盟国⁽²⁹⁾よりの

財政分担金にその財源を負っているため、共同体が締結する協定に財政的裏付けが必要とされ、それが共同体のみならず加盟国によっても負担される場合、このような協定は共同体単独では締結され得ないとされ、混合協定手続が必要とされる。第二三八条に基づくギリシャ、トルコおよび Yände 諸国との連合協定締結にあたって、共同体委員会および加盟国は、これらの協定が第三国に対する財政的援助を含んでいるため、共同体権限を超えていることに合意し、混合協定手続による連合協定を締結した。

Opinion 1/78 において、共同体裁判所は、共通通商政策に含まれる *International Agreement on Natural Rubber* を締結する共同体権限を第一一三条に基づいて確認した後、加盟国の当該協定への参加を認めることにより、混合協定手続を承認したが、共同体裁判所は、裁判所意見が請求された段階において、当該協定において規定される緩衝在庫に対する財政支出を加盟国あるいは共同体のいずれが負担するかが定まっていなかったことを理由として、前者が負担する場合共同体の排他的権限は認められず、当該協定は共同体と加盟国双方により締

結されるべきであると判示した。⁽³⁰⁾

ところで共同体裁判所は、*Opinion 1/75* において、共同体権限の排他性と財政支出について判断を下し、以下のように判示した。

協定の適用に由来する義務および財政支出が、直接加盟国によって負担されることに大きな意味はない。共通通商政策の枠組内で共同体によってとられた「内部的」あるいは「対外的」手段は、当該手段が含む可能性のある義務または財政支出を共同体機関に移譲することを必然的には含まない。このような手段は、問題となった領域において、加盟国の一方的行為を共同体のための統一された原因に基づく共同体行為と置換することにかかわるものである。⁽³¹⁾

しかしながら、*Opinion 1/78* においては、共同体裁判所は、問題となった協定における財政規定は、協定における中心的規定であり、緩衝在庫に対する資金供与は、協定が設立を計画している市場安定策の根幹であると判示した。⁽³²⁾ また、共同体裁判所は、以下のように判示した。

加盟国が充足することを求められる財政負担のための協定の範囲およびその詳細さは、緩衝在庫によ

る介入の効率性の可能性およびその程度に影響を与える一方、中央値および下方または上方修正可能価格の範囲を定めるためにとられる決定は、設立される International Rubber Council により行使される財政的手段の使用およびその範囲に対し直接影響を与える。⁽³³⁾

従って、共同体裁判所は、財政規定は協定の実質的かつ本質的部分であって、協定適用のための単なる執行規定ではないと判断し、資金の負担者たる加盟国の協定への参加を認めた。⁽³⁴⁾

このように、共同体の排他的条約締結権限が認められる協定の締結に際しても、財源の負担主体によりその排他性が制限される場合が存在する。従って、黙示的条約締結権限法理により排他的な共同体条約締結権限が認められる場合においても、⁽³⁵⁾ 加盟国が当該協定において求められる財政的支出を負担する場合、共同体の黙示的条約締結権限は制限を受ける。

4 条約期間の延長

共同体の黙示的条約締結権限に対する第四の制限的要素として、加盟国による条約期間の延長および更新があ

げられる。

共同体加盟各国は、EEC条約締結以前において各種の条約を第三国と締結している。このような条約のなかには、EEC条約締結以後は共同体の排他的権限に含まれる関税条約および通商条約並びに共同体の黙示的条約締結権限に含まれる他の条約が存在する。EEC条約第二三四条第一段は、当該条約の発効以前に加盟国と第三国との間に締結された条約から生じる権利および義務は、この条約の規定によって影響を受けないと規定する。従って、EEC条約発効以前に締結された条約に対し、黙示的および明示的条約締結権限によるEECの排他的管轄権は及ばない。しかしながら、第五条、第一一六条、並びに第二三四条第二段および第三段の規定にみられるように、EEC条約は、これらの条約のEEC条約規定への整合性を求める⁽³⁶⁾。EEC条約発効以後において加盟国により締結される条約は、EEC条約第一一条、第一一三条および黙示的条約締結権限における共同体の排他的条約締結権限により、理論的にはこれらの事項に関して規定することはできない⁽³⁷⁾。また加盟国相互間において締結される条約は、EEC条約第二〇条および第二二

〇条において明示的に規定されごとく、EEC条約の枠組内においてEEC条約を補足する条約に限られており、EEC条約と抵触しない限りにおいて認められるものである⁽³⁸⁾。

しかしながら、共同体加盟国は、EEC条約以前において締結された条約の期間を延長または更新することにより、結果的にそれらの条約が規律する事項に関する共同体の明示的および黙示的条約締結権限の行使を制限している。Council Decision 69/494⁽³⁹⁾、すべしの通商関係に関する協定の明示的または黙示的な延長または再交渉に先立つ、通告（第一条）および加盟国と委員会との協議（第二条）を規定する。第三条は、共通通商政策の実現を妨げない限りこのような協定の最大限一年間の明示的または黙示的な延長を認める。また一定の条件のもとに、一年以上の延長を認めることも可能とする。協定が共通通商政策の実現を妨げると考えられる場合、このような協定は、EEC条約第一一三条と同様の Title II 第四条に規定される手続により再交渉される。第一二条は、このような手続の例外を規定し、加盟国が交渉を行う場合を規定する。加盟国は、加盟国代表より構成

される特別委員会⁽⁴⁰⁾の勧告に従ってこのような交渉を行わなければならない、またその結果は委員会および加盟国に通告されなければならない。加盟国より反対がなかつ委員会が同意する場合、このような協定は加盟国により締結される(第一三条⁽⁴¹⁾)。

このような加盟国による協定締結の承認は一九七三年一月三十一日において廃止されることを予定されていたが、東欧諸国との理解の相違のため、現在に至るまで行われている⁽⁴²⁾。また、理事会は、Decision 69/494 第三条に基づいて、多数の通商協定の黙示的な延長および更新を認めている⁽⁴³⁾。

III 結論

1 黙示的条約締結権限に対する制限

協定締結に関し、EECにおける共同體裁判所、総会および委員会のような機関を欠き、EFTA理事会に協定交渉権限を認める他は加盟国がすべてのコントロールを有するEFTA⁽⁴⁴⁾と異なり、EEC条約第二二八条は共同體機関の協定締結手続への参加を明示的に規定し、加盟国の条約締結権限を共同體に移譲している。しかし、

IIにおけるEECの条約締結権限に対する制限の検討で明らかにされたように、このようなEFTAとEECの機構としての条約締結権限の相違は、条約規定上のみの相違であるように思われる。すなわち、共同體委員会の交渉権限に対するEEC条約規定上明示の制限、共同體実行におけるより厳格な交渉手続の採用、EEC条約に根拠を有しない混合協定手続の採用およびその多用、財政規定による共同體条約締結権限の制限並びに混合協定手続の是認⁽⁴⁵⁾および財政条項による制限の是認にみられる共同體裁判所の条約解釈アプローチ等の制限が、共同體の条約締結権限に加えられてきた。このような制限は、必然的に、共同體理事会および加盟国権限の拡大という結果を導く。理事会は、共同體レベルでの協定締結に関して大きな影響力を行使し、加盟国は、間接的には理事会および常設代表委員会⁽⁴⁶⁾およびその作業部、委員会における評議會のような補助機関におけるコントロールを通じて、また直接的には混合協定締結手続における加盟国の拒否権により、影響力を行使する。このような共同體実行における共同體権限と加盟国権限の再構成は、EECにおける共同體条約締結権限を、EFTAにおけるも

のと類似のものにしているように思われる。

従って、共同体裁判所による EEC 黙示的条約締結権限法理も、その適用にあたっては、以上のような制限を受けるのであり、法理論として解釈される際に考えられるほどの適用範囲は広いものではないと考えられる。

2 問題点

共同体黙示的条約締結権限に対するこのような共同体条約上および共同体実行上の様々な制限に問題がないわけではない。

(i) 交渉手続

関税協定および通商協定締結にあたっての予備交渉の開始前、終了後および本交渉の開始前における理事会の承認、理事会による交渉委任状およびその補足並びに特別評議会の存在のような制限は、EEC 条約第一一三条において認められるものである。しかしながら、このような事前、事後の承認、交渉委任状、特別評議会または加盟国オブザーバーに関しては協定締結手続一般規定である第二二八条第一項は、何ら規定しない。従って、黙示的条約締結権限に基づく共同体協定締結にあたって、第二二八条に基づいてこのような協定が締結される場合、

上述のような理事会および加盟国による制限が *secundum legem* であるかまたは *adversus legem* であるかが問題となる。

前者の立場を肯定する根拠として二点あげられる。第一に、委員会に対して交渉におけるより広範囲の自律性を認めたとしても、このようにして妥結された協定草案が締結に際して理事会により否決される可能性を考慮するならば、共同体にとってなんら利益とはならないと主張される⁽⁴⁷⁾。しかしながら、このようなアプローチは、協定を共同体のために最終的に締結する理事会権限より、協定の内容の細部にいたるまで統制する理事会権限を導くものであり、第二二八条において明示的に規定される交渉の担い手としての委員会の権限を脆弱化するものであるように思われる。第二に、第一一一一条および第一一三条において以上のような制限が規定されている事実からの類推により、黙示的条約締結権限に基づく協定における厳格な手続の適用を正当化しようとする議論がある⁽⁴⁸⁾。しかしながら、第一一一一条および第一一三条並びに第二三八条の明示的条約締結権限における手続規定は、第二二八条における手続一般規定に対する特別規定を構

成するのであり、特別規定における手続が一般規定に援用されるとは考え難い。従って、第一一二条および第一一三条における共同体協定交渉における制限的事項を、第二二八条に準拠して締結される黙示的条約締結権限に基づく協定に適用するのは法理論的にいって妥当であるとはいえない。

従って、共同体の黙示的条約締結権限に基づく協定の締結にあたって、事前、事後の承認、交渉委任状、特別評議会またはオブザーバーのような第二二八条において規定されていない手段により共同体委員会の交渉権限を制限または統制することを正当化することは、EEC条約上その根拠に乏しいといわざるをえない。

(iii) 混合協定手続

混合協定手続による共同体協定の締結は、明示的権限に基づく関税協定および通商協定並びに連合協定において多用されている。また、共同体の排他的条約締結権限が存在すると考えられる前者の分野においても適用されており、黙示的条約締結権限に基づく条約締結においても適用されると考えられる。

共同体理事会および加盟国は、*E. R. T. A. Case* に

における黙示的条約締結権限否定の主張⁽⁴⁹⁾、EEC条約第二三八条の限定的解釈⁽⁵⁰⁾にみられるように、共同体の条約締結権限を限定的に解釈する姿勢を示しており、混合協定手続もその方策の一つとして用いられている。理事会は、共同体の条約締結権限と加盟国条約締結権限間の明確化を望まず⁽⁵¹⁾、むしろ混合協定手続による共同体権限のコントロールを選択しているように思われる。ギリシャとの連合協定に際し、当該協定を共同体締結の協定と加盟国締結の協定に分割することも考えられたが、このようなアプローチはとられず、混合協定手続により締結された⁽⁵²⁾。このような混合協定手続は、共同体権限事項を含む協定全体の締結に加盟国国内法手続を介入させるものである。また混合協定手続の援用は理事会の決定によるため、共同体条約締結権限に関する共同体裁判所の司法的判断を理事会における政治的判断と置換するものである。共同体管轄事項に対する委員会権限を、共同体権限を制限する方向で、条約明示の規定に基づく加盟国国内機関、しばしば議会、に移譲するのは、条約立法意思および条約規定に反するものと考えられる。また、理事会決定による混合協定手続の援用は、協定の共同体条約への適合

性の判断権限を、第一次的にしろ、共同体裁判所より理事会に移譲するものである。政治的に動機づけられ、審議内容を詳細には公表しない理事会の決定ではなく、共同体条約の司法的解釈に基づき、かつ政治的動機より独立した共同体裁判所の意見の方が、共同体条約における機関間並びに共同体および加盟国間の権限分配に關し、法的根拠に基づいた判断が下されるように思われる。⁽⁵³⁾

共同体裁判所は、*Opinion 1/76* において、共同体默示的条約締結権限に基づくスイスとの協定締結に關し、混合協定手続による共同体と加盟国双方の協定参加を認めたが、次のように判示して混合協定手続の援用を限定した。

このような〔先行条約における〕規定および EEC 条約第二三四条第二項の規定により、共同体加盟六カ国が共同体とともに、当該協定を締結することが、説明されかつ正当化される。このような手続により、当該協定に規定された計画遂行に關し、*Maunheim 条約* および *Luxembourg 条約* の特定の規定より生じる問題は解決される。これら加盟国の当該協定への参加は、この目的のためにのみ認められる

のであり、他の目的の達成のため必要と考えられるのではない。……従って、以上において述べられたような特別な規定以外、当該協定の加盟国に対する法的効果は、EEC 条約第二二八条第二項の規定に従い、共同体による協定締結より生じる。⁽⁵⁴⁾そしてまた、以下のように判示して、混合協定手続援用における問題点を指摘した。

加盟国の交渉への参加は、上述のような理由により正当化されるが、しかしながら共同体およびその共通政策の概念自体に内包される要件に反する結果を生じせしめた。⁽⁵⁵⁾

従って、共同体裁判所は、混合協定手続の援用を肯定するが、その適用の形態によっては共同体法に反することを認めることにより、混合協定手続の援用に一定の制限を加えたと考えられる。

(iii) 財政条項

Opinion 1/78 において、共同体裁判所は、財政支出を加盟国あるいは共同体のいずれが負担するか定まっておらず、財政条項が問題となった協定における中心的規定であって、協定適用のための単なる執行規定ではない

として、共同体の条約締結権限を限定的にとらえた。また、共同体裁判所意見が求められた時点においては、財源の負担主体が明確とされていなかったため、共同体裁判所は、このような財政的負担が共同体財源によるかまたは加盟国の直接的な負担によるかのいずれかを選ばねばならないが、共同体裁判所自体はそのような権限を有しないと判示した。⁽⁵⁶⁾

しかしながら、EEC条約第二二八条および共同体裁判所手続規定第一〇七条第二項の規定は、共同体裁判所が、当該協定の規律する事項の範囲より、共同体の当該事項に対する排他的管轄権限を明らかにすることによって、共同体財源のみによる財政負担の妥当性を判示することを否定するものではないと考えられる。共同体裁判所は、*Opinion 1/78* において問題となった協定は、共同体が排他的権限を有する通商協定に含まれると認めているのであり、このような状況においては、共同体裁判所は、当該協定における財源が共同体自身または加盟国による共同体への負担金によってまかなわれるべきであると判示し、加盟国の協定参加を制限することも十分に可能であったと考えられる。同様に、共同体共通規則の

採択により共同体の排他的な黙示的条約締結権限が認められる場合、財政規定が協定の中心的規定であったとしても、財源が共同体自身により負担されるべきであると判示することもできると考えられる。また、共同体裁判所は、*Opinion 1/78* において初めて、共同体条約締結権限と財政条項に関して *Opinion 1/75* における共同体裁判所判旨とは異なる、中心的規定および補助的規定という新たな判断基準を採用した。この二つの裁判所意見における判旨を比較して見るならば、共同体裁判所の財政条項に関する最終的判断は未だ完結していないように思われる。

(iv) 条約期間の延長

共同体加盟国が、EEC条約発効以前に第三国との間に締結した条約を延長する実行がしばしばみられるが、このような条約が共同体権限に含まれる事項を規律する場合、共同体条約締結権限とこれらの規定の關係が問題となる。EEC条約第五条は、

加盟国は、この条約に基づくまたは共同体の機關の行為に基づく義務の遂行を確保するため一般的または特別のすべての適切な措置を執り、かつ、共

同体の任務の達成を容易にする。

加盟国は、この条約の目的の実現を危うくするおそれのあるいかなる措置も執ってはならない。

と規定し、加盟国の共同体への義務を定める。第二三四条第一段は、

この条約の発効以前に、一方において一または二以上の加盟国と他方において一または二以上の第三国との間に締結された条約から生じる権利および義務は、この条約の規定により影響されない。

と規定するが、同時に、同条第二段および第三段は、前記の条約がこの条約と矛盾する限り、当該加盟国は、存在すると認められた矛盾を除去するため適当なすべての手段を講ずる。加盟国は、必要な場合には、この目的の達成のため相互に援助を与え、場合によっては、共同の態度をとる。

この条の第一段に掲げる諸条約の実施にあたり、加盟国は、この条約に基づいて各加盟国が許与する利益は、共同体設立の不可分の一部をなし、したがって、共同体諸機関の創設、これらの機関への権限の賦与および他のすべての加盟国による同一の利益

の許与と不可分に結びついている事実を考慮しなければならぬ。

また、第一一六条の規定は、

加盟国は……共同体市場にとって特に利害関係のあるすべての問題について、国際経済機関の枠内で常に共同行動をとるものとする。このため、委員会は、この共同行動の範囲および実施についての提案を理事会に提出し、理事会は、特定多数決によりこれを決定する。

と規定する。⁽⁵⁷⁾このようなEEC条約規定、特に第二三四条第三項の規定を考慮するならば、加盟国の条約期間の延長および更新といった実行による共同体条約締結権限の制限に問題がないとはいえない。

IV 結語

黙示的条約締結権限法理は、その適用にあたり、交渉手続または財政規定のようなEEC条約明示の制限を受けけるとともに、厳格な交渉手続、混合協定手続および条約期間の延長のようなEEC条約には根拠をおかない共同体実行による制限を受けている。これら共同体実行に

おける黙示的条約締結権限法理の制限は、そのEEC条約適合性に疑問がないわけではない。共同体裁判所は、交渉手続および条約期間の延長に関しては何ら司法判断を下していない。また、財政規定に関しては、*Opinion 1/75* および *Opinion 1/78* において判断を下してはいるが、その判旨は矛盾点を含むものである。混合協定手続に関して、共同体裁判所は、*Ruling 1/78* によって *Eu-ration* においてではあるが、当該手続により共同体の条約締結権限を認め、共同体理事会によっては実行されることのなかった、共同体権限拡大の方向での混合協定手続援用への道を開いた。

このように共同体裁判所の判例は、黙示的条約締結権限法理適用における問題のすべてを網羅している訳ではなく、司法的判断を下した事項においてもその問題につき十分議論をつくしているとは思われない。今後、これらの点に関する共同体実行および共同体裁判所の司法的判断に注意していかねばならぬ。

- (1) 拙稿「EECの黙示的条約締結権限」一橋論叢（一九八六）第九五巻「七一四」。
- (2) Case 22/70, [1971] ECR 263 at 274.

(3) Joined Cases 3, 4 and 6/76, [1976] ECR 1279 at 1309.

(4) [1977] ECR 741 at 755.

(5) *Ibid.*

(6) *E. R. T. A. Case*, supra at note 2, at 274, para 19 参照。

(7) 大谷良雄「Kovar, R., "La contribution de la Cour de justice au développement de la condition internationale de la Communauté européenne", [1978] CDE 527 at 537—538 and 544; Groux, J., "Les parallélisme des compétences internes et externes de la Communauté économique européenne", [1978] CDE 1 at 23 参照。

(8) 大谷良雄「ヨーロッパ経済共同体の共通政策と通商協定締結権」経済法（一九七五）「第一八巻」二九—三三 Costo-nis, J. J., "The Treaty-Making Power of the E. F. C.", (1968) 5 CMLRev 421 at 429—438; Bot, B. R., "Negotiating Community Agreements: Procedure and Practice", (1970) CMLRev 286 at 288—295; Kapteyn, P. J. G., and Van Themmat, P. V., *Introduction to the Law of the European Communities* (1973) 351—353 and 361; Pescatore, P., "Les relations extérieures des Communautés européennes", (1961 II) Recueil des Cours 1, 116—120; Kim, C. O., *La Communauté économique dans les relations commerciales internationales* (1971) 98—99;

- Wohlarth, E., Everling, U., Giesner, H. J., & Sprung R. ed, *Die Europäische Wirtschaftsgemeinschaft Kommenar zum Vertrag* (1960) Art 228, n 15.
- (6) EEC 条約第一二三条第三項後段。この規定に基いては、命令 (directive) と規定されているが、これは mandate を呼ばれた。
- (10) その構成は、第一五三条の規定に基いて、理事会が決定する。
- (11) カンパニーは、これは理事会の補助機関である総代表委員会 Committee of Permanent Representative (機関統合条約第四条) の作業組 working parties に等しい。この代表委員会は、カンパニーである。
- (12) Costonis, *supra* at note 8, at 435, n 42 and 436, n 47.
- (13) EEC 条約第二三八条。Single European Act 第九条参照。
- (14) Dupy, R. J., "Du caractère unitaire de la Communauté économique européenne dans ses relations extérieures", (1963) AFDI 779; Reuter, P., *Organisations Européennes* (1970) 424. Contra, Mégret, J., "Formes et effets des accords internationaux passés par la C. E. E.", (1965) 8 RMC 19 at 23.
- (15) See, Louis, J.-V., "Les aspects juridiques des relations extérieures des Communautés européennes", *Pour l'étude de l'intégration européenne* (1977) 147.
- (16) Euratom 条約第一〇一条。
- (17) Act concerning the Condition of Accession and Adjustments to the Treaties 1972, [1972] OJ L 73/14, 第四十条第三項参照。
- (18) 国々により、Tunisia (1969), Morocco (1969), Malta (1970) 及び Cyprus (1973) による離脱。
- (19) [1977] ECR 741 at 756, para 7.
- (20) [1979] ECR 2871 at 2918, para 60.
- (21) Mégret, J., "Le pouvoir de la CEE de conclure des accords internationaux", (1964) 7 RMC 529 at 535; Dupy, R. J., *Les rôle respectif des Etats membres et des organisations communautaires dans les relations extérieures de la Communauté économique européenne* (1968) 256—275. See also, Dupy, *supra* at note 14, at 807—809; Pescatore, *supra* at note 8, at 104—106.
- (22) Mégret, *ibid*.
- (23) ヴンケルマン「EU 条約」(一九六九)五一一—五一一。
- (24) *Opinion 1/75*, [1975] ECR 1351; *Opinion 1/78*, [1979] ECR 2871.
- (25) E. R. T. A. Case, Case 22/70, [1971] ECR 263 at 275—276; *Cornelisz Kramer Cases*, Joined Cases 3, 4 and 6/76, [1976] ECR 1279 at 1310.
- (26) カンパニーの統合協定に基いては、明確に認められ

- (44) Convention establishing the European Free Trade Association 1960 第四十一条第二項。
 - (45) *Re Houten, ibid*, at 72; *Mégret*, *supra* at note 14, at 21.
 - (46) *Commission of Permanent Representatives*. 機関統合条約第四条参照。
 - (47) Houten, P.-H., *Le Conseil des Ministres des Communautés européennes* (1964) 72, n 105; Pescatore, *supra* at note 8, at 116—120.
 - (48) 第二三八条に基づき連合協定の同様の制限適用に關し、Houten, *ibid*, at 72; *Mégret*, *supra* at note 14, at 21.
 - (49) [1971] ECR 263 at 271.
 - (50) *Mégret*, *supra* at note 21.
 - (51) The Agreement establishing an Association between the EEC and Greece, [1963] JO 293/63, Annex II, Section 5. *Re Houten, ibid*, *supra* at note 23, at 51—52.
 - (52) Dupy, *supra* at note 14, at 807.
 - (53) See also *supra* at note 27.
 - (54) [1977] ECR 741 at 756, para 7.
 - (55) *Ibid*, 756—757, para 8.
 - (56) [1979] ECR 2871 at 2917—2918, para 58.
 - (57) Pescatore, P., “External Relations in the Case-Law of the Court of Justice of the European Communities”, (1979) 16 CMLRev 615.
- 本稿脱稿後、Single European Act 1986 が ECU 首脳会議におうて採択され、一九八六年二月一七日、デンマーク、イタリア、ギリシャを除く九カ国代表が署名し、残る三カ国は二月二十八日に署名した。当該条約は、理事会における特定多数決および欧州議会の権限強化を定める(第六条—第十二条)。当該条約は、全加盟国の批准をもつて発効する(第十三条)。Single European Act 1986 の委員会代表部の好意により、最終草案を参照した。
- (一) 橋大学大学院博士課程